

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 評議員選任規程

平成 19 年 5 月 14 日

神社協規程第 34 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 9 条の規定に基づき評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第 2 条 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

2 評議員候補者の推薦は、別表に定めるところにより行う。

(評議員選任・解任委員会の設置)

第 3 条 評議員の選任及び解任を行うための機関として、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(評議員の選任)

第 4 条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第 5 条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(評議員の退任)

第 6 条 公職又は施設の代表者、団体の長等でその地位により評議員となったものが、任期中その地位を辞任したときは、評議員の職を退任するものとする。ただし、定款第 6 条に定める評議員定数に足りなくなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 前項の規定に基づく退任は、委員会の決議を要しない。

(欠員補充)

第 7 条 前 2 条の理由により評議員に欠員が生じた場合は、第 2 条に規定するところにより候補者を推薦する。

(委員の選任及び任期)

第 8 条 委員会委員の選任及び解任は、理事会が行う。

2 委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

(委員の報酬等)

第9条 委員会委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 委員会の委員長は、委員の互選とする。

3 前項の委員長は、委員会の議長となる。

4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 委員長は、議事録に記名押印する。

(委 任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、平成19年5月14日から施行する。

2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。(改定第101号)

3 この規程は、平成28年12月21日から施行する。(改定第115号)

4 この規程は、令和3年6月25日から施行する。(改訂第133号)

5 この規程は、令和7年度定時評議員会終結時から施行する。(改訂第147号)

別表

区分	人数
1. 地域福祉事業に関心を持つ者 (福祉活動の地域別代表者)	10～18
2. 学識経験者等	
3. 社会福祉に関係のある団体の代表者 内訳 社会福祉事業実施法人 商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 NPO法人 市民活動関係者 ボランティア関係者 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会 遺族会 母子寡婦連合会 等	5～13
4. 行政関係者	1～2
合計	16～33